

レクリエーション公園 4月27日オープン



5月上旬には、南側の桜の丘で約400本のエゾヤマザクラが、また5月下旬から6月中旬にかけて、北側の丘陵に芝桜が満開となり、花見の名所として好評です。
町を一望できる展望台やバッテリーカーを備えたちびっこ広場、存分に水遊びができる遊水施設など、子どもからお年寄りまでお楽しみいただけます。
懇親の場として最適なバーベキューハウスは、コンロや網、金ブラシを常備しており、使用するコンロの台数や人数に関係なく1回150円と気軽にご利用いただけます。

- 開園期間 4月27日～10月31日
- 開園時間
 - ・平日 9時～17時
 - ・土日・祝日 8月まで 9時～17時
 - 9月 9時～16時
 - 10月 9時～15時
- 有料施設および遊具
 - ・バーベキューハウス 1回150円（事前にお申し込みください）
 - ・バッテリーカー 1回100円（4月27日～10月6日までの土日・祝日運行）

ほかの町内の公園 5月1日オープン!!

レクリエーション公園のほかにも、地域の交流の場としてご利用いただける中央公園や銀河公園、ポケットパークなど19か所の公園が、5月1日にオープンします。



おねがい

1. 町民の憩いの場として、お互いに気持ち良く利用できるようマナーを守り、施設を大切に使用しよう心がけましょう。
2. 団体での使用および占用使用については、事前にお申し込みください。

■申込み・問合せ 建設課土木係 (☎47-2118 役場1階 窓口4番)

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので、ご注意ください。

届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・賃借したりほかの用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為 □具体例 ・用途変更～農業用関連施設 ・除外～農家住宅建設 ・開発行為～火山灰採取	農振法	農林商工課
森林の伐採・人工造林または天然更新完了時やほかの用途に転用したり、森林所有者が変更になった場合	森林法	農林商工課

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

◆開発行為とは
①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
これらの要件に当てはまる事業を行う場合は、建設課管理係へご相談ください

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- ◆建築確認申請が必要な地域
①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域

- ②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
◆建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物
①倉庫、車庫などで100㎡以上
②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
③木造以外で2階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
○問合せ 建設課建築係

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。
この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工

事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。
○届け出対象工事
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
○届け出の時期・届け出先
工事着手の7日前までに建設課建築係まで

■問合せ 建設課 (☎47-2118 役場1階 窓口4番)